

広島県選挙管理委員会告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

令和二年四月九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
病院	介護老人保健施設 灯り	福山市赤坂町大字赤坂1313番地	令和2年4月1日